



広報 あ さ ご

朝来

Public Relations *Asago*

平成20年

2月

February 2008 No.35

人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市



今月の主な内容

- 平成19年度健康診査の結果から・・・2～5
- 平成20年度から健診方法が変わります・・・6
- 市政フラッシュ・・・・・・・・・・・・・7
- まちのわだい・・・・・・・・・・・・・8～9
- 情報掲示板・・・・・・・・・・・・・10～13
- 税の申告と納税・・・・・・・・・・・・・14
- くらしのカレンダー・・・・・・・・・・・・・20

寒さなんか吹き飛ばせ!

和田山温水プール「エスポワ」は1月20日、第19回寒中水上運動会を開催しました。

この運動会は、5歳から12歳までの子どもたちを対象に、プールでの思い出やたくさんのお友達を作ってもらおうと毎年開かれているものです。参加した61人の子どもたちは、青・緑・黄の3チームに別れて、玉入れやリレーなど5種目の競技に挑戦。歓声とともに水しぶきをかき上げながら、それぞれの競技を楽しんでいました。

見つめ直しませんか！？あなたの体 平成19年度健康診査の結果から

市は5月から12月までの期間、市内13会場を巡回して行う「地区巡回総合健診」と、梁瀬医療センターで行う「梁瀬病院総合健診」を実施しました。
今回は、2つの総合健診の中からそれぞれの基本健診の結果についてお知らせします。自分の健康を守るために、健診結果を理解し健康管理に役立ててください。

全体の結果

▼基本健診の総合結果

(単位:人・%)

	地区巡回総合健診		梁瀬病院総合健診		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
異常なし	134	3.7	18	2.9	152	3.5
要観察(経過観察)	796	21.7	83	13.4	879	20.5
要精密検査	926	25.2	460	74.2	1,386	32.3
要医療	443	12.1	59	9.5	502	11.7
要継続医療	1,371	37.3			1,371	32.0
受診者数	3,670	100	620	100	4,290	100

※地区巡回総合健診と梁瀬病院総合健診では、判定基準と判定区分が一部異なります。

平成19年度の総合健診のうちの基本健診(血圧・血液脂質・心電図・眼底検査・肝臓機能・糖尿病・血糖・HbA1c・尿酸(痛風)・貧血)を受診されたのは、「地区巡回総合健診」3,670人と、「梁瀬病院総合健診」620人の計4,290人でした。そのうち、総合判定で「正常」の判定を受けた人は152人(3.5%)で、それ以外の4,138人(96.5%)の人は何らかの異常がありました。
また、年代別の判定結果をみると、年齢が高くなるにつれて異常がある人が多くなっています。健康を維持するためには、まず

▼基本健診検査別異常状況

(単位:人・%)

	地区巡回総合健診			梁瀬病院総合健診		
	受診人数	異常人数	割合	受診人数	異常人数	割合
血圧	3,668	178	4.9	620	119	19.2
血液脂質	3,666	1,408	38.4	620	207	33.3
心電図	3,636	145	4.0	620	125	20.2
眼底検査	3,286	5	0.2	599	13	2.2
肝臓機能	3,666	235	6.4	620	96	15.5
糖尿病	3,670	521	14.2			
血糖				620	102	16.5
HbA1c				620	78	12.6
尿酸(痛風)	3,666	92	2.5	620	20	3.2
貧血	3,665	163	4.4	620	132	21.3

※要精密検査・要医療判定の人のみ計上

生活習慣を見直すことが大切です。バランスのよい食事、適度な運動、十分な睡眠をとり身体をいたわりましょう。
◎地区巡回総合健診
血液脂質の異常が38.4%と一番多く、ついで糖尿病異常14.2%、肝臓機能異常6.4%となっています。また、肥満の人が705人(19.2%)でした。
◎梁瀬病院総合健診
血液脂質の異常が33.3%と一番多く、ついで貧血21.3%、心電図の異常20.2%となっています。また、肥満の人は111人(17.9%)です。

検査別の結果

健診結果を生かして

▼体格状況

(単位:人・%)

	地区巡回総合健診			梁瀬病院総合健診		
	受診人数	異常人数	割合	受診人数	異常人数	割合
やせ	3,667	324	8.8	620	58	9.4
肥満	3,667	705	19.2	620	111	17.9

- 地区巡回総合健診…BMIによる判定
やせ:18.4以下 肥満:25以上
※BMI=体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))
- 梁瀬病院総合健診
…「肥満とやせの判定表・図」による判定
やせ:やせすぎ 肥満:太りすぎ・太りすぎ

総合健診は、病気の早期発見・早期治療や病気の予防・生活習慣の改善・健康増進などに役立てるために受けていただくものです。
今回の健診で異常がなかったからといって、来年もまた異常がないとは限りません。少なくとも1年に1回は健診を受け、毎年結果を見比べて、自分の健康状態を把握しておくことが大切です。
異常が見つかった人でも、その日の体調によつて検査値が変化することがありますので、あまり神経質にならずに、まずは精密検査を受けてください。実際に異常がないことも多くありますし、異常があつたとしても早期発見・早期治療につながります。



健康づくりを進めるうえで、生活習慣や生活習慣病は大きな課題。朝来市健康増進計画「健康あさご21」では市が取り組む健康づくりの領域として次の6つの領域を選定し、それぞれの取り組みの方向性と具体的な目標を掲げています。

6つの領域から健康づくりにチャレンジ！

1 身体活動・運動

適切な身体活動・運動は、生活習慣病の予防やストレス解消に有効です。特に日常生活における身体動作や歩行など、軽い活動の積み重ねが、健康の維持に大きな役割を果たします。時間を見つけて積極的に体を動かすようにしましょう。

2 栄養・食生活

栄養・食生活は、人々が健康で幸福な生活を送る上で欠くことができない営みです。そればかりか食生活はとりわけ生活習慣病の発症と関連が深いとされ、疾病の発症そのものを予防する一次予防のためにも、健康的な食生活を実践することを心がけましょう。

3 タバコ・アルコール

喫煙により肺がんなどをはじめ種々の疾患を引き起こす危険性が增大します。また、受動喫煙による体への影響も見逃せません。飲酒はアルコール依存症、肝疾患、脳卒中などの健康障害を引き起こす危険性があるほか、飲酒による交通事故、犯罪、家庭崩壊などにつながる場合もあります。節度のある飲酒を心がけましょう。

4 休養・こころの健康づくり

こころの健康は、身体状況や生活の質に大きく影響します。そのため、休養やストレス管理、十分な睡眠、こころの病気への対応などを通じてこころの健康を保ちましょう。

また、休養は心身の疲労を回復する「休む」という側面だけでなく、人間の育成などを通して自己表現を図る「養う」という側面もあり、休養の考え方が重要となっています。

5 生活習慣病

医療機関を受診する患者の病気の多くは、高血圧性疾患、糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患、悪性新生物などとなっています。これらは食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気です。生活習慣を改善することによりある程度予防が可能ですので、発症そのものを予防することから始めましょう。

6 歯の健康

親知らずを除く28本のうち20本以上自分の歯があれば、ほとんどの食べ物をかみ砕くことができ、おいしく食べられるといわれています。そこで80歳で20本以上の歯を保つことを目標とした「8020運動」を実践し、歯の健康づくりを進めましょう。

検査別の結果から…
異常判定の多い検査、こんなことにご注意を！

◆循環器検査（血圧、血液脂質、心電図、眼底検査）

…これら循環器検査は総合して高血圧や高脂血症、不整脈や心疾患などの異常を発見するための検査です。高血圧や脂質異常症（「高脂血症」から平成19年7月に改名）は、自覚症状がなく、気付かないうちに心臓病や脳卒中を引き起こす原因となります。また、脂質異常症は動脈硬化の原因となり、心筋梗塞や脳梗塞などの元となります。塩分や動物性脂肪をとり過ぎず、酒量や喫煙を減らし、適度な運動を心がけることで、予防や症状の改善を心がけましょう。

◆糖尿病検査：糖尿病は、それ自体よりも、目や心臓、腎臓、神経障害など合併症が怖い病気です。

遺伝的要素や運動不足、食べ過ぎ、ストレスが原因といわれていますが、発生の引き金となるのは肥満です。食べ過ぎ、ストレス、運動不足を避けるよう心がけましょう。

◆肝機能検査：肝臓は「沈黙の臓器」と言われ、自覚症状が現れたころには、すでに肝炎や脂肪肝、肝硬変などの病状が進行していることが多くあります。

また、肝臓の病気は慢性疾患となりやすいので、異常の判断を受けた人は、症状が軽いうちに早めに医療機関で詳しい検査を受けてください。

◆貧血検査：貧血になると、息切れや立ちくらみなどが起こります。貧血のなかで多いのは「鉄欠乏性貧血」で、これらは無理なダイエットや偏食、夜更かし、ストレスなど生活の乱れが主な原因。毎日の食事には、鉄分やたんぱく質、ビタミンCなどを必ず取り入れるようにしましょう。

※健診結果のお問い合わせは市役所健康課
(06721-5269)へ。

かつぶくが いい？

ひよつとしてメタボじゃ...

「メタボ」とは、「メタボリックシンドローム」の略。実はこのメタボリックシンドロームは、動脈硬化を進め、心筋こうそくや脳こうそくなど命にかかわる病気を招くこともあるとても怖い体の状態のことです。市が今年度実施した「地区巡回健診」の腹囲測定の結果をみると、462人(12.6%)がメタボリックシンドロームに該当しています。

メタボリックシンドロームとは

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは、メタボリズム(代謝)とシンドローム(症候群)という2つのことばを合わせた合成語で、体の代謝が悪い状態をいいます。具体的には、肝臓や腸などの内臓のまわりに脂肪がたまりすぎてお腹まわりが太くなった状態(内臓脂肪型肥満)に加え、血圧・血液脂質・血糖の数値に2つ以上の異常がある状態をいいます。

メタボリックシンドロームの危険性

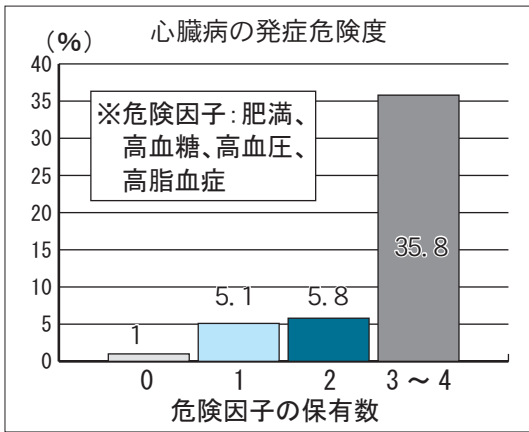
最近の研究によりますと、内臓脂肪が動脈硬化と深く関係していることが分かってきました。

内臓脂肪がたまりすぎると、体

にさまざまな悪影響が出てきます。その最たるものが、生理活性物質と呼ばれる、体内でいろいろな機能を調整する役目になる物質の分泌に異常が生じること、直接的に動脈硬化が引き起こされるといえるのです。

動脈硬化になれば血管は硬くなり、もろくなります。こうした状態を放置したままですと、心筋梗塞や脳卒中などの循環器病を発症しやすくなり、また糖尿病の合併症を誘発しやすくなるのです。日本人の三大死亡原因は、がん、心臓病、脳卒中ですが、メタボリックシンドロームはそのうちの2つの死因の発生に深くかかわっているのです。

メタボリックシンドロームが怖いのは、肥満・高血圧・高脂血症・



高血糖などの危険因子の一つひとつには問題がなくても、これが1つ、2つと複数重なることで危険な結果を招くためです。たとえば、心臓病の場合、危険因子がない人と比べると、危険因子を1つもっている人の発症危険度は5.1倍、2つもっている人は5.8倍、さらに3つから4つもっている人は急激に上昇して35.8倍にもなることが報告(平成13年労働省作業関連疾患総合対策研究班調査)されています。

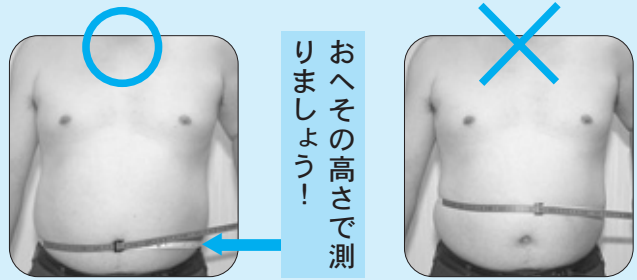
メタボ撲滅大作戦

メタボリックシンドロームは、食生活や生活習慣を少しずつでも変えることで、改善や予防ができます。

左のページの診断基準でメタボリックシンドロームの判定が出る人や予備軍となる人は、さつそく今日から、次のことにトライしましょう。

- ① 体を動かしましょう。でも無理は禁物。楽しく続けられる運動がベストです。
 - ② 朝食抜き、間食、早食い、夜食の習慣は今すぐストップ。1日3食、決まった時間に食事を楽しみましょう。
 - ③ ゆっくりとよくかんで、腹八分目を守りましょう。
 - ④ 脂質、塩分、糖分、アルコールの採りすぎに注意し、緑黄色野菜や乳製品などをバランスよく採りましょう。
 - ⑤ 自分なりの趣味やストレス解消法をもち、ストレスをため込まないようにしましょう。
 - ⑥ 自分の適正体重を普段から意識しましょう。
- まずは運動や食事に気をつけることで肥満防止を含めた生活習慣の改善に努めましょう。必要なら治療を受けることも大切です。

あなたのメタボ度を診断



おへその高さで測りましょう！

ウエストの正しい測り方はへそまわりを測ることで、腰の一番細いところではありませんので、気をつけてください。



内臓脂肪蓄積

ウエスト周囲径

必須項目

男性 **85cm以上**

女性 **90cm以上**

(内臓脂肪面積 100 平方cm以上に相当)



選択項目 (危険因子)

血圧 拡張期血圧 **130 mmHg** 以上
収縮期血圧 **85 mmHg** 以上
のいずれか、又は両方

血液脂質 HDLコレステロール **40 mg/dl** 未満
中性脂肪 **150 mg/dl** 以上
のいずれか、又は両方

血糖値 空腹時血糖 **110 mg/dl** 以上

※高脂血症・低HDLコレステロール血症・高血圧・糖尿病で、既に服薬治療中の人はそれぞれの項目にあてはまりません。

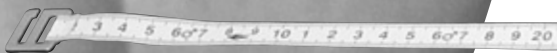


判定

あなたは
大丈夫？

必須項目のウエスト周囲径が基準値を超え、選択項目のうちの2項目以上にあてはまる場合はメタボリックシンドロームと判定されます。また、ウエスト周囲径は基準値を超えるものの選択項目の該当が1項目の場合はメタボリックシンドローム予備群と判定されます。

男性のメタボリックシンドローム判定のウエスト周囲径は85センチが目安。あなたのおなかは大丈夫ですか？





平成20年度から健診方法が変わります



特定健診・特定保健指導が始まります。

平成20年度からは、市が実施していた「基本健診」に代わり、医療保険者（国保・健保組合・共済組合等）が実施する「特定健康診査（特定健診）」が始まります。

加入している医療保険者が実施する「特定健診」を受診しましょう。
※社会保険等の被扶養者も条件によって、市

（国保）が実施する健診会場で受診できる場合があります。

特定健康診査とは？

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。健診項目のうち「腹囲測定」・「血圧」・「脂質」・「血糖」といった検査項目から、メタボリックシンドローム該当者・予備群を発見し、保健指導を通じて生活習慣病を予防・

改善するものです。

◎特定保健指導

健診の結果から、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の3つの階



健診を受けたすべての人に…

情報提供 適切な生活習慣や健康の維持・増進につながる情報を提供します。

メタボリックシンドローム予備群の人に…

動機づけ支援 生活習慣改善の支援をし、行動計画を作り、6か月後に改善状況を確認します。

メタボリックシンドロームのリスクが高い人に…

積極的支援 生活習慣改善のため、3か月以上継続して支援し、6か月後に改善状況を確認します。

層に分けて対策が行われます。

市（国保）が実施する「特定健診」を受診できるのは

30歳以上の朝来市国民健康保険加入者と老人保健（20年度以降「後期高齢者医療制度」の対象者は、市（国保）が実施する「特定健診」を受診できます。

※国保・老人保健（後期高齢者医療制度）以外の方は、加入している医療保険者にお尋ねください。

特定健診受診までの流れ

申込書の送付

○市から、健診の申込書を送ります。（2月下旬に郵送）

健診申込み

○受診には事前申込みが必要です。
○特定健診だけでなく、

受診券の発行

○申し込んだ人には、健診の約1か月前に、受診票を送るとともに、「受診券」を発行します。

○「受診券」が無いと特定健診は受診できません。

健診受診

○「受診券」・「保険証」・「健診費用」を持って、指定の日時・会場で健診を受診します。

問い合わせ

市役所市民課
☎67216120

市消防本部がビルからの救出訓練を実施

市消防本部は1月8日、同本部屋外訓練場で平成20年の訓練始めを行いました。

訓練は「火災によりビルの3階と屋上に救助を求めている人がいる」と想定。爆竹の音を合図に、現場に見立てた訓練塔にはしご車が急行しました。さらに連携訓練のため飛来した県消防防災ヘリも加わり、屋上の被災者を救出するとともに、3階の被災者は隊員が窓から救助用ロープを使って脱出させました。会場ではきびきびとして確実に



緊張感の漂う中、訓練が実施されました。

な隊員の動きに拍手が送られていました。

学校配置等検討委員会が提言書を提出

市教育委員会は12月20日、学校配置等検討委員会（加治佐哲也委員長）の提言書を受けました。

同委員会は、昨年1月の設置以来12回に渡って、就学前保育のあり方や小・中学校の規模、配置などについて協議を重ねてきました。

提言書は、「幼稚園と保育所の機能を一体化した認定こども園の全市で5施設の導入、現在12校ある小学校を7校へ、4校ある中学校を2校へ再編する」などの内容となっています。



桐山教育長に提言書を提出する加治佐委員長(右)

朝来地域自治協議会を設立

合併後2番目の設立となる朝来地域自治協議会の設立総会が12月23日、あさごささゆりホールで開催されました。

同地域では、昨年6月から設立に向けて話し合いや座談会を開催。従来から旧朝来町の各種団体が一本化して構成されていた経緯もあり、中川、山口両小学校区を合わせた旧朝来町全域で協議会を設立することになりました。

総会で会長に選任された松本幹一郎さん(山内区)は「住民が心



設立総会で意気込みを語る松本会長

朝来市女性100人委員会の活動に区切り

朝来市女性100人委員会は12月22日、あさご・ささゆりホールで「おわりの会」を開催し、平成17年12月から始まった2年の任期を終了しました。

同委員会は市政の学習から始まり、5つの分科会で市政の調査・研究を重ね、昨年9月22日に生野マインホールでこれまでの成果を提言として発表。女性だけの初めての提言として注目を浴びるとともに高く評価されました。任期を終えてからは、女性100人委員会のOB会として

て自主活動を続けていく予定です。



これまでの活動を振り返りながら、最後に参加者全員で「ふるさと」等を大合唱

まちのわだい

まちのイベントや地域の話をお届けします

真冬に咲く、色とりどりの おもちの花

生野まちづくり工房井筒屋運営委員会は12月23日、伝統的な正月の飾り物「もち花」を作るイベントを開催し、市内外から親子連れなど約百人が参加しました。

同委員会が昔からの風習を次世代に伝えようと開催するこの催しは今年で5回目。参加者は、うすときねでついた紅白のもちを小さく丸めてクロモジの木の枝に一つひとつ丁寧に飾り付けると、井筒屋は色鮮やかなもちの花でいっぱいになりました。



全体のバランスを見ながら一つひとつ丁寧にもちを飾り付ける参加者

プロ並みの「のど」を披露



生バンドの演奏をバックに熱唱。(審査結果は18ページに掲載)

ジュピターホール振興協会は1月20日、第16回ジュピターホール歌謡祭を開催しました。

この歌謡祭はだれもが気軽に参加できる催しとして毎年開かれているもので、昨年12月の予選には、市内はもとより県内外から百30人が参加。このうち、決勝大会には予選会を勝ち抜いた30人が出場し、いずれ劣らず熱のこもった歌声を前に披露していました。

また、出場者が歌い終わるごとに、6人の審査員の皆さんが採点を実施。歌唱力アップの秘訣などをアドバイスしていました。

寒風切って健脚競

新春・元旦マラソンが1月1日、市内3か所で開催され、子どもからお年寄りまで多くのランナーが走り初めを楽しみました。和田山公民館は、第36回和田山新春マラソン大会を市役所本庁舎前を発着点に開催。百42人が新春のまち並みを駆け抜けました。

山東公民館は、公民館前をスタートする3^{キロ}のコースで健脚を競う元旦マラソンを開催。百63人が参加し、さわやかな汗を流しました。



寒さに負けず力走！（和田山新春マラソン大会。結果は12ページに掲載。）

朝来公民館が開催した元旦マラソンには、朝来庁舎前をスタートする約3^{キロ}のコースに百30人が参加。沿道の市民から声援を受け、力走していました。

「もしも」に備えて避難訓練



頭を守りながら、素早く静かに避難

1月16日と17日の両日、市内の各幼稚園や小・中学校で避難訓練などが行われました。

生野小学校では、全校児童2百5人が「10時10分に地震が発生。その後、給湯室から火災が発生した」という設定で訓練を行いました。児童は先生の指導の下、急いで体育館に避難しました。

また、16日には阪神淡路大震災を経験した市消防本部職員の災害時の心構えなどの話を聞き、いつ起こるか分からない災害に対する防災意識を高め、いろいろなことを学んだ2日間となりました。



成人者代表として決意と希望を語る岸本佑太郎さん（右。和田山町秋葉台）。

躍進誓い、新成人集う

市は1月13日、ジュピターホールで成人式を開催しました。今年新たに成人を迎えたのは、昭和62年4月から63年3月にかけて生まれた4百40人。式には3百40人が出席し、久しぶりの友人との再会を喜び、互いの近況を話し合う姿が見られました。式では、市長が「自分の目標に向かって忍耐と勇気と気力を持って突き進んでください」と式辞を延べました。式後に行われた成人のつどいでは、新成人の制作した映像作品が上映されたほか、アトラクションのステージでは会場から大きな笑いが起きていました。

交流の輪、広がる

韓国慶州市の柳林^{ナリリン}初等学校の児童37人と引率5人の合計42人の訪問団が1月15日から18日まで市に来訪。山東町内でホームステイをしたり生野銀山跡などを訪ねたりしました。この交流は山東町国際文化交流協会が中心となっており、今年度から始めたもので、10月25日から28日には町内の5・6年生21人が慶州市を訪れています。16日には同訪問団が町内の3小学校に分かれて訪問。梁瀬小学校では、柳林校児童19人が歌



「福笑い」を楽しむ柳林初等学校（左端）と梁瀬小の児童。言葉は通じなくても一緒に楽しく過ごしました。

や合奏で歓迎を受けた後、もちつきやけん玉などの正月遊びを楽しみ、交流を深めました。



福くじを引くひまわり保育園児。何が当たるかな？

今年一年の福を願って

和田山上町の二宮神社で、1月10日、「十日えびす」が行われました。同神社には西宮神社の分院があり、百年以上続くとされている十日えびすは「和田山のえびっさん」の名前で親しまれています。当日は、夜明け前からたくさん参拝客が訪れ、それぞれ商売繁盛や家内安全を願いました。また、境内では「熊手」や「福笹」などの縁起物の吉兆を買い求める人や「今年初めての運試し」と福くじを引く人の姿が多く見られ、この日は4千人の人数でにぎわいました。

市内中学ソフトテニスのレベルの高さを証明

第24回近畿中学生ソフトテニス選抜インドア大会に県代表として出場した和田山中学校（男子代表と生野中学校（女子代表）の選手15人が1月4日、桐山教育長に出場報告を行いました。12月22日と23日の両日に滋賀県長浜市で行われた同大会には6府県の男女各4チームが参加団体戦では、両チームは但馬勢として初めて男女そろって決勝戦に進出し、準優勝に輝きました。



団体戦で準優勝した生野中（前列）と和田山中（後列）の生徒。個人戦でも上位の成績を納めました。

情報掲示板

お知らせ

小動物(ペット)の火葬

市斎場では、平成20年1月から小動物の火葬後の収骨を行います。

▽申し込み

・斎場(☎670-7710)

で直接受け付けします。

受付時間は午前8時30分

から午後5時までです。

(1月1日〜3日を除く。)

・印鑑、使用料をご持参ください。

▽使用料

区分	単位	市内	市外
収骨無	20kg未満	1体 5千円	1万円
	20kg以上	1体 1万円	2万円
収骨有	20kg未満	1体 1万円	2万円
	20kg以上	1体 2万円	4万円

▽収骨を希望される場合の注意事項

・収骨は、原則斎場職員が行います。

農業者年金の加入

・必要な骨つぼ等は、焼骨の引き渡し1時間前までに斎場にお届けください。

▽問い合わせ先 市役所生活環境課

☎672-6121

農業者年金の加入

農業者年金は、農業者のための公的年金制度となっています。

▽農業者年金の特徴

①農業に従事している人はだれでも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日

以上農業に従事する人、

配偶者や後継者など家族

農業従事者も加入できます。

②積立方式の年金です。

自ら積み立てた保険料

とその運用益により将来

受け取る年金額が決まる

「積立方式」の年金です。

自分が必要とする年金額

の目標に向けて、保険料

を自由に決めることができます。

(月額2万円〜6

万7千円)

③認定農業者など一定の要件

を満たす人には、保険

料の補助があります。

認定農業者で青色申告

をしている人やその人と

家族経営協定を結んだ配

偶者・後継者など一定の

要件を満たす人には、保

全国農業新聞の購読

農政の動きを知り経営に役立てる「全国農業新聞」は、地方版で身近なニュースもお伝えしています。

▽発行 毎週金曜日

▽購読料 毎月600円(税込)

▽申込・問い合わせ先

農業委員会事務局市役所農業振興課内

☎672-2774

▽問い合わせ先 農業委員会事務局(市役所農業振興課内)

☎672-2774

▽問い合わせ先 市役所市民課

☎672-2774

料の補助があります。

認定農業者で青色申告

をしている人やその人と

家族経営協定を結んだ配

偶者・後継者など一定の

要件を満たす人には、保

険料の国庫補助(月額最

高1万円)があり、この

国庫補助額は、農地等の

経営を継承すれば原則65

歳から特例付加年金とし

て受給できます。

▽問い合わせ先 農業委員会事務局(市役所農業振興課内)

☎672-2774

▽問い合わせ先 市役所市民課

☎672-2774

料の補助があります。

認定農業者で青色申告

をしている人やその人と

家族経営協定を結んだ配

偶者・後継者など一定の

要件を満たす人には、保

険料の国庫補助(月額最

高1万円)があり、この

国庫補助額は、農地等の

経営を継承すれば原則65

歳から特例付加年金とし

豊岡簡易裁判所の手続相談を廃止

豊岡簡易裁判所は、毎月第3金曜日に和田山老人福祉センターで開催していた「民事事件受付相談」(利用に当たっては予約が必要)を3月21日(金)で廃止することにしました。

この相談は、昭和63年5月に豊岡簡易裁判所和田山出張所が廃止されたことに伴う措置でしたが、内容的には民事事件についての手続が中心の相談であったため、弁護士のような個々具体の法律相談に答えることができず、近年は利用が激減。大半が平成15年から始まった弁護士による「法律相談」に移行し、この2年間での相談実績は0件となっていたものです。

今後の民事事件についての手続等に関する照会は、豊岡簡易裁判所にお尋ねください。

▽問い合わせ先 豊岡簡易裁判所

☎0796-122-2304

県は、県有地を一般競争入札により売却します。なお、入札の参加には事前申

し込みが必要です。

▽売却物件

①和田山町和田山字東裏1

48番4

面積：2百64・31平方

メートル

②和田山町柳原字出垣31

1番1

面積：1千3百41・37平

方

③和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

④和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑤和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑥和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑦和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑧和田山町玉置字谷池31

県有地の売却

県は、県有地を一般競争入札により売却します。なお、入札の参加には事前申し込みが必要です。

▽売却物件

①和田山町和田山字東裏1

48番4

面積：2百64・31平方

メートル

②和田山町柳原字出垣31

1番1

面積：1千3百41・37平

方

③和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

④和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑤和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑥和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑦和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑧和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

メートル

⑨和田山町玉置字谷池31

8番2

面積：3百89・91平方

住宅には 住宅用火災警報器を!!

マンション等で既に“自動火災報知設備”や“スプリンクラー設備”が設置されている場合は必要ありません。



消防法及び朝来市火災予防条例により設置が義務付けられました。

既存の住宅は、平成23年5月末までに設置しなければなりません。

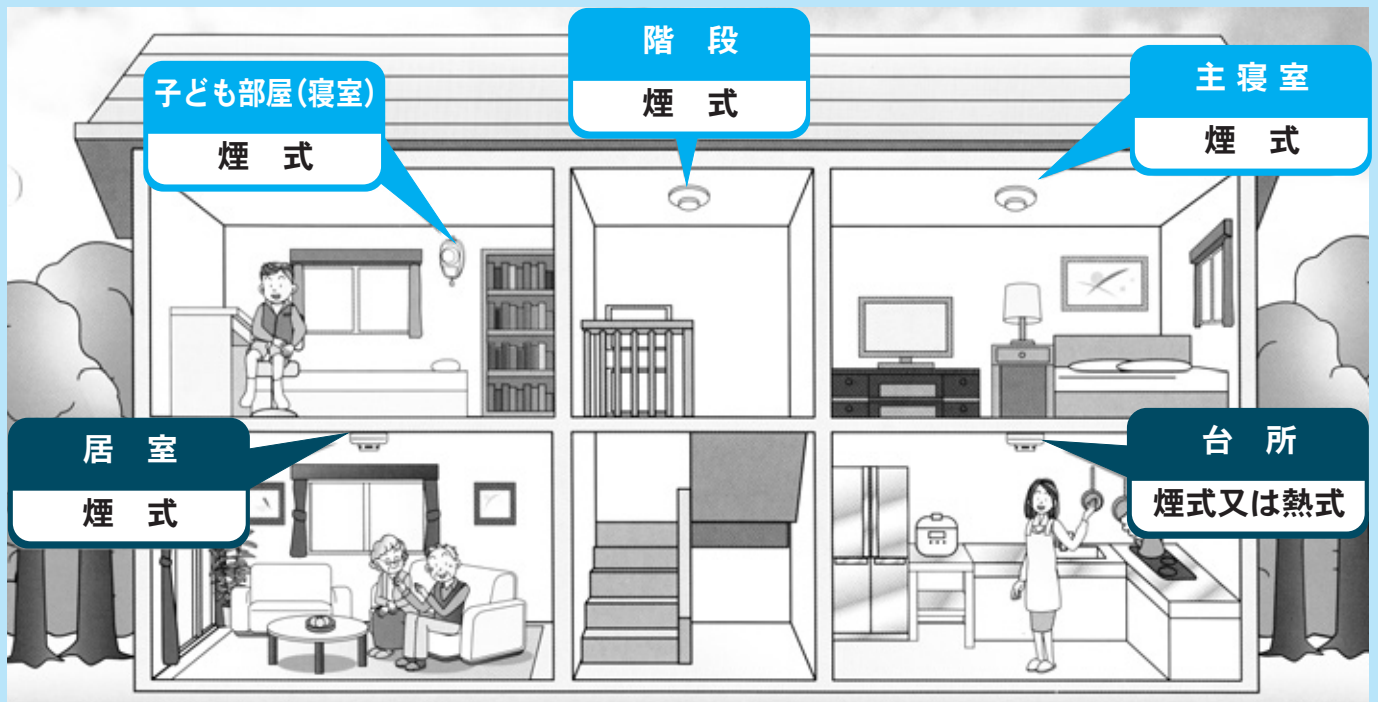
設置する場所



就寝に使われている部屋に必ず取り付けましょう。

台所や居室などにも、より安全のため取り付けましょう。

- 設置の義務がある部屋は**寝室**です
- 2階以上に寝室がある場合は、**寝室がある階の階段の上部**（天井又は壁部分）です。
- 台所・居室への取り付けもおすすめします。
- できるだけ早く煙をキャッチできるように、煙を感知しやすい場所に設置しましょう。



■ 寝室・階段への取り付けは義務付けられています。

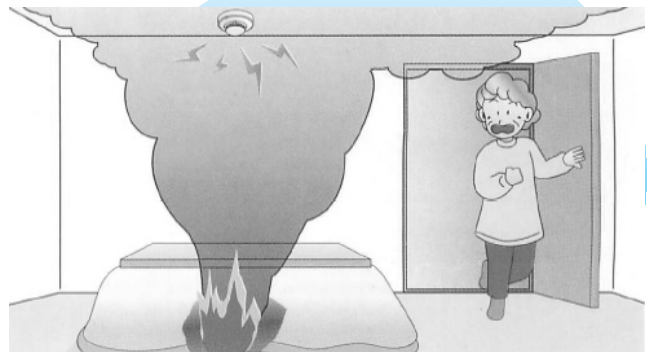
■ 台所・居室への取り付けもおすすめします。

事例 3 仏壇が燃え出して！



2階の居室で就寝していた男性は、1階にある祖母の部屋の**警報器の鳴動に気づき**、1階におりると仏壇から炎が上がっているのを発見。水道水を掛けて消火しました。

事例 4 こたつが燃え出して！



入浴準備中、煙と焦げ臭い臭気とともに**警報器の鳴動に気づき**、居室に行くとこたつから炎が上がっていました。すぐに初期消火をしました。

加入されましたか？

フェニックス共済

自然災害への備えに プラスワン！ 兵庫県住宅再建共済制度



阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合いの大切さ」を生かした兵庫県のフェニックス共済。次なる自然災害への自らの備えとなるだけでなく、被災した方の住宅再建を支援することになります。ぜひご加入ください。

兵庫県知事 井戸 敏三



※すでに加入されている方は、自動継続となります。
改めて申込まないでください。

POINT

① 小さな負担で大きな安心

- ・年 5,000 円の負担で、半壊以上の被害を受けた住宅の再建等に最高 600 万円の支援
- ・火災保険の付帯も不要。住宅の規模・老朽度に関係なく、定額の負担で、定額の給付
- ・翌年度以降の継続分の負担金を 3 年以上一括してお支払いの場合には、1,000 円～ 5,000 円を割引

POINT

② 地震保険等との併用可能

- ・地震保険や他の保険・共済制度との併用可能
- ・給付金についても、他の地震保険・共済等とは別にお支払します

POINT

④ すべての自然災害に対応

- ・地震だけでなく、津波、風水害、地すべり・落石、雪崩、落雷など、すべての自然災害による、半壊以上の被害に対応
- ・地震などの自然災害で発生した火災も対象

POINT

⑥ 県内にマンション、戸建住宅等を所有する方が対象

- ・兵庫県内に住宅（戸建、マンション、賃貸住宅、社宅等）を所有されている方なら、どなたでも加入できます。

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	600 万円
補修給付金	全壊で補修	200 万円
	大規模半壊で補修	100 万円
	半壊で補修	50 万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修をせず賃貸住宅に入居した場合等	10 万円

- 1 兵庫県以外で再建・購入した場合は、1/2の額となります。
- 2 賃貸住宅等については、所有者が加入できますが、別途制約があります。

POINT

③ 兵庫県が実施する信頼の制度

- ・兵庫県が、条例に基づき実施する全国初の制度((財)兵庫県住宅再建共済基金に運営を委託)

POINT

⑤ 加入手続きが簡単・便利

- ・加入申込書を郵便局に提出または郵送するだけ
- ・お支払いは、銀行・郵便局の口座振替、または、クレジットカード支払いのいずれかを選択
- ・インターネットでもお申し込みいただけます。
- ・加入申込書設置場所：県・市町、郵便局、JA など



<お問い合わせ先> 〒 650 - 8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 (兵庫県庁内)

[加入相談] (財)兵庫県住宅再建共済基金 ☎ 078 - 362 - 9400 (専用電話 平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

[制度全般] 兵庫県復興支援課 ☎ 078 - 362 - 4339 (直通) 但馬県民局企画調整部防災課 ☎ 0796 - 26 - 3618 (直通)

ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>

<申込書の提出先> 送信用封筒のページを切り取って封筒を作成し郵送していただくか、市役所に提出してください。

市役所社会福祉課 ☎ 672 - 6123 生野支所市民課 ☎ 679 - 5801

山東支所市民課 ☎ 676 - 2080 朝来支所市民課 ☎ 677 - 2110

兵庫県住宅再建共済制度 約 款

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」といいます。）について、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）第4条第1項に規定する共済制度に加入する者と、兵庫県から共済制度の運営を委託された財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」といいます。）との間で締結された共済契約について定めるものです。

第1章 共済制度への加入

加入資格

- 第1条 共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者（個人又は法人を問いません。）です。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる法人は、加入することができません。
- 地方住宅供給公社（昭和40年法律第124号）の規定により設立された地方住宅供給公社
 - 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - 前3に掲げるもののほか、共済基金が別に定める公共的団体

加入の手続き

- 第2条 新たな共済制度への加入（以下「新規加入」といいます。）の申込みは、加入申込書（兼預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「加入申込書」といいます。）に必要事項を記載のうえ、加入申込書を共済基金に提出して行ないます。この場合、加入申込書が共済基金に到達した日加入日となります。ただし、事故その他の特別の事情により、到達した日とは異なる場合があります。消印日の翌日加入日となります。
- 第3条 共済契約は、共済期間が満了する日（以下「満了日」といいます。）から書面により継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間についての加入（以下「継続加入」といいます。）の申込みがあったものとして、自動的に更新するものとします。
- 第4条 共済制度に3月に新規加入する場合には、新規加入と引き続き共済期間についての継続加入について、併せて申込みがなければならないものとします。
- 第5条 共済給付金は、加入者が指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）を通じて、自動口座振替（郵便局あては、自動払込、以下同じ。）により払い込むものとします。
- 第6条 共済給付金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が自動口座振替日となります。
- 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
 - 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。ただし、第3項の規定による継続加入については、加入の申込みをした日の翌月の27日
- 第7条 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなされたときは、自動口座振替日の翌月の27日（この日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日）に再度、自動口座振替により払い込むものとします。
- 第8条 共済基金が別に定める方法により加入の申込みを行い、及び共済給付金を払い込むことができるものとします。

共済給付金

- 第3条 共済給付金は、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。
- 新規加入 月額500円×加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が5,000円を超えたときは、5,000円とします。）
 - 継続加入 年額5,000円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、あらかじめ、次の表の左欄に掲げる連続する共済期間（1年に満たない共済期間を除く。）数分を一括して払い込むことができます。この場合において払い込む共済給付金の額は、条例第6条第3項第1号の規定により減額することとし、同欄に掲げる共済期間数に応じた共済給付金のほか、それぞれ両者の右欄に掲げる割引額を減して得た額とします。
- | 共済期間数 | 割引額 |
|-------|--------|
| 3 | 1,000円 |
| 5 | 2,000円 |
| 10 | 5,000円 |

共済期間

第4条 共済期間は、次のとおりとします。

- 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
- 継続加入 4月1日から翌年度の3月31日まで

加入単位及び加入の対象となる住宅

- 第5条 共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。
- 第6条 共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。
- 第7条 前項の住宅は、一つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があり、一つの世帯が独立して生活を営むことができるかどうかは、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。
- 一つ以上の居室
 - 専用（社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じ。）の炊事用流し（台所）
 - 専用のトイレ
 - 専用の出入口

第2章 共済給付金

共済給付金の給付

- 第6条 加入に係る住宅（以下「対象住宅」といいます。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を

受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、請求に基づき、それぞれ、同表の右欄に掲げる額の共済給付金を給付します。

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入した場合（建築又は購入する住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合）	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

- 第7条 共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に前項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の共済給付金を給付するものとします。
- 第8条 加入者が自らの居住の用に供している住宅（以下「賃貸住宅等」といいます。）である対象住宅が第1項に規定する自然現象による災害（以下「自然災害」といいます。）により被害を受けた場合における同項の表の1に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。
- 第9条 第1項の全壊、大規模半壊又は半壊とは、政府の定める災害の被害認定基準（平成13年6月28日付消防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、当該自然災害に関して市町においてなされた認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区 分	被害の程度
全 壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住宅の損壊が甚しく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的に、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的損害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のものであること
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければならない住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的に、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的損害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のものであること
半 壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住宅の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的に、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的損害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上40%未満のものであること

共済給付金の請求期間

- 第7条 共済給付金の請求は、自然災害が発生した日から5年以内に行なわなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期間内に請求することができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期間の経過後の請求が認められる場合があります。
- 第8条 共済給付金は、原則として、前条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、請求することができるものとします。
- 第9条 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を完了したことを証する書類がある場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行つた請求をし、共済給付金の一部の給付を受けることができます。
- 第10条 前項の場合に給付を受けることができるのは、共済給付金の2分の1の額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされなかった場合には、その給付額の全額を返還していただきます。

共済給付金の請求手続

- 第8条 共済給付金の請求は、共済基金に、次に掲げる書類を提出して行ないます。
- 共済給付金請求書
 - 対象住宅の所有権を証する書類（対象住宅の登記事項証明書等）
 - 対象住宅について市町が発行した災害証明書等の写し
 - 第6条第1項の表の1から4までのいずれかに該当する場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類（登記事項証明書、検査済証、領収書等の写し）
 - 前条第3項による請求を行う場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を完了したことを証する書類の写し
 - その他共済基金が必要と認める書類

第3章 共済契約の解除等

共済契約の解除

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。
- 第2条第6項の自動口座振替による共済給付金の払込みがなされなかったとき
 - 加入者が、故意又は重大な過失により、虚偽の内容による加入の申込み、共済給付金の請求又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき
 - 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、共済給付金は給付せず、既に共済給付金を給付していたときは、その給付金の全額を返還していただきます。
 - 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた共済給付金は、返還しません。
 - 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行ないます。

共済契約の消滅

- 第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅するものとします。

- 自然災害以外の原因により対象住宅が滅失し、又は第5条に規定する加入の対象となる住宅がなくなったとき
- 共済制度に加入した加入者が対象住宅の所有者でなくなったとき
- 第12条の規定により加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとし、
- 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金に届け出なければならないものとし、
- 共済契約が消滅した場合、既に払い込まれた共済給付金は、返還しません。

共済契約の無効

- 第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効となります。
- 第1条に規定する共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みをし、共済基金を払い込んだとき
 - 第5条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、共済給付金を払い込んだとき
 - 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、払い込まれた共済給付金を返還するものとします。ただし、返還する共済給付金の額は、2共済期間分を限度とします。

加入者の地位の承継

- 第12条 加入者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人は、加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届出なければならぬものとします。
- 第13条 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲渡者か、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を、共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

共済契約の解約

- 第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。
- 第14条 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。
- 第15条 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた共済給付金は返還しません。

第4章 その他

譲渡又は担保の禁止

- 第14条 加入者は、共済給付金の給付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することができないものとします。

共済基金への届出が必要となる場合

- 第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金にその旨を書面により届出なければならないものとし、この届出がない場合には、共済給付金の給付を受けられないことがあります。
- 自然災害により対象住宅が滅失したとき
 - 加入者の氏名又は住所に変更があったとき
 - 自動口座振替に係る口座を変更したとき
 - その他加入申込書の記載事項に変更があったとき

通知の方法

- 第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項については、加入申込書に記載されている住所に通知を行います。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が負った責任とはいえないものとし、この場合には、共済基金が通知を発した日をもって交付が完了したものとします。

不服の申立て

- 第17条 共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある者は、共済基金の決定があったことを知った日から60日以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。
- 第18条 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人に通知します。なお、決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

この約款の解釈の基準

- 第19条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

附 則

(施行期日)

- この約款は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第3条第2号に但し書きを加える改正規定は、同年10月1日から施行します。

この約款は、加入証書と一緒に大切に保管してください。

ご契約者の皆様へ

個人情報の取扱に関する事項

（利用目的）

加入者から収集した個人情報については、共済契約引受の判断、給付金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。

個人情報の取扱に関する詳細情報は、（財）兵庫県住宅再建共済基金のホームページまたは広報物をご覧ください。

（財）兵庫県住宅再建共済基金のホームページ
<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoonixkyosai.html>

上記の約款をご理解のうえ、次の注意事項をよく読んで、ご記入ください。

- 加入者は、住宅所有者ご本人のお名前をご記入ください。個人の場合は法人名加入者印の押印もお忘れなく。
- 現住所は、登記などの地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。（郵便番号もお忘れなく）※現住所と住宅の所在地が同じ場合は、所在地の記入は不要です。所在地欄は現住所以外の賃貸住宅名を所有している場合に記入ください。
- 住宅の用途は、自ら居住している場合は「1」に、他に貸している賃貸住宅の場合は「2」に、所有する賃貸住宅の1室に自らも居住している場合は「3」に○をつけ、それより加入する戸数をご記入ください。
- 住宅の形態で、例えば、2戸1住宅などの連続した建物は長屋建てで分類されますので、「2」の集合住宅に○をつけてください。
- 共有義名人は、例えば、夫婦で共有している場合は、「1」に○をつけてください。

- 共済給付金の支払方法をお選びください
 - 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書については、金融機関名・支店名のご記入は必須です。併せて、金融機関等による名称変更にご注意ください。
 - 金融機関などへの届出印の押印をお願いします。（鮮明に押印してください）
 - 法人の場合の口座名義人欄は代表者名等（フリガナ含む）の漏れのないようにご記入ください。
 - 預金種別も必ずどちらかに○印をしてください。
 - 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
- ※ご記入は、黒のボールペンなどをお願いします。鉛筆・サインペンが不可です。
※加入申込み後も約款は大切に保管してください。

共 済 給 付 金 を お 支 払 い す る と き

対象住宅が、市役所・町役場の交付する災害証明書で半壊以上の被害認定を受け、その住宅に代えて別の住宅を再建・購入した場合やその対象住宅を補修した場合などに共済給付金が支払われます。（共済給付金の詳しい内容については表紙の表を参照してください）

共 済 給 付 金 の 請 求 方 法

共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被害を受けた住宅のある市役所・町役場の窓口を通じて共済基金に請求してください。

- 請求期間は自然災害が発生した日から原則5年以内です。

★ フェニックス共済 Q&A

これ以外で不明な点がありましたら、お気軽に（財）兵庫県住宅再建共済基金にお問い合わせ下さい（☎078-362-9400）。ホームページにも詳細なQ&Aを掲載しています（<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>）

共済負担金額（掛け金）は？

☆加入初年度は月額5,000円に3月までの月数を乗じた額（上限5,000円）

（初年度負担金の例）

4月加入…5,000円 2月加入…5,000円×2ヶ月=1,000円

☆2年目以降は年額5,000円です。

☆翌年度以降の共済負担金を3年分以上まとめてお支払いの場合は1,000～5,000円の割引があります（複数年一括支払割引）。

再建しないと給付金が出ないの？

☆自然災害で半壊以上の被害があった場合に、

住宅を再建または購入すれば、600万円

住宅を補修すれば、被害の程度に応じて50～200万円、

再建・購入・補修をしない場合にも、10万円が給付されます。

被害認定はどのように行うの？

☆被災住宅の所在する市（区）町が、全国の統一基準をもとに被害認定を行います。

全壊、大規模半壊、半壊の被害の程度は下表のとおりです。

	損壊部分の床面積の割合	経済的被害の割合
全壊	住宅全体の70%以上	住宅全体の50%以上
大規模半壊	〃 50～70%	〃 40～50%
半壊	〃 20～50%	〃 20～40%

マンションの加入のメリットは？

☆共用部分の補修を負担（修繕積立金での支払い含む）した場合にも、補修給付金を給付します。

☆被災マンションを出て、他の住宅を購入した場合にも再建等給付金を給付します。

賃貸住宅も加入できるの？

☆賃貸住宅は、オーナーの方が加入できます。

☆所有されている住宅の戸数を上限として、何戸分加入するかを選べます。

店舗併用住宅や、寺社に住居が併設されている場合は？

☆建物のうち、居住の用に供する部分について加入できます。

2世帯住宅や同一敷地内に複数の住宅がある場合はどうなるの？

☆各世帯（住宅）が、構造上分離された別の住宅である場合には、それぞれ1戸の住宅として加入できます（負担金もそれぞれ必要になります）。

1口しか加入できないの？

☆1住宅に対し、1口しか加入できません。

住宅を共有している場合はどうなるの？

☆1住宅に1口しか加入できませんので、共有名義人のうち1名が代表としてご加入下さい（申込書の「共有名義人の有無」欄で、「有」に○）。

相続した住宅の名義を書き換えていない場合や未登記の住宅はどうするの？

☆相続した住宅の名義を書き換えていない場合も、実質的な住宅の所有者であれば制度に加入できます。

☆共済給付金の請求時には、登記事項証明書に加え、加入者が相続人であることを証する資料を添付して下さい。

☆未登記の住宅についても、実質的な所有者であれば加入できます。共済給付金の請求時には、登記事項説明書に替えて、家屋固定資産税課税台帳や、補充課税台帳など、その所有者を確認できる書類の提出が必要になります。

加入日はいつ？

☆郵送の場合、申込書が共済基金に到達した日です。

☆郵便局の窓口で申込みの場合は、申込日が加入日です。

☆インターネット申込みの場合、お申し込みの翌日が加入日となります。（共済契約は加入日以降の自然災害が対象です）

共済負担金の支払日はいつ？

☆口座振替の場合は、申込書が共済基金に到着した日の翌月27日、クレジットカード支払の場合は、カード会社からの請求書記載の日口座から引き落とされます。

☆毎年度支払を選ばれた場合の翌年度分のお支払いは、口座振替の場合は次の3月27日（3月加入の場合は4月27日）、クレジットカード支払の場合は4月以降にカード会社から請求があり、口座から引き落とされます。

金融機関等口座振替用加入申込書

200802 - 1 - 008 - 30802

太枠の中のみ記入してください

「兵庫県住宅再建共済制度」加入申込書

(財)兵庫県住宅再建共済基金 御中 私は、兵庫県住宅再建共済制度約款を了承し、下記のとおり、「兵庫県住宅再建共済制度」に加入を申し込みます。

加入者	1 個人	フリガナ 姓	名	電話番号	-	-	加入者印 必ず押印してください。
	2 法人	フリガナ 会社名	代表者名	役職			印
加入所	〒	フリガナ	都道府県	市郡	区町		
加入対象の住宅	所在地	現住所と同じ場合は、記入しないでください。 〒 フリガナ 兵庫県 市郡 区町					
	住宅の用途 (加入する戸数)	1. 自己居住用 (計 戸)		2. 賃貸用 (計 戸)		3. 自己居住用+賃貸用 (計 戸)	
	住宅の形態	1. 一戸建住宅		2. 集合住宅 (マンション等)			
	共有名義人の有無	1. 有		2. 無			

共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください) 記入がない場合、1. 毎年度支払とさせていただきます。	次年度以降の継続分		
	1. 毎年度支払	2. 複数年一括支払 (初年度分+継続分を一括で支払い)	
	a. 3年分 (1,000円割引)	b. 5年分 (2,000円割引)	c. 10年分 (5,000円割引)

(注1) 毎年度支払を選ばれますと、初年度負担金を加入日の翌月にお支払いいただいた後、継続される場合には、毎年3月に次年度分の負担金5,000円をお支払いいただきます。

例) 11月に新規加入し、継続分は毎年度支払を選ばれた場合
12月に初年度負担金 500円×5ヶ月=2,500円
翌年3月に継続1年分 5,000円

(注2) 複数年一括支払を選ばれますと、初年度負担金と選ばれた継続負担分を一括して加入日の翌月にお支払いいただきます。

例) 11月に新規加入し、2. b.の5年一括支払を選ばれた場合
12月に次の合計金額をいただきます。
初年度負担金 500円×5ヶ月 = 2,500円
継続5年分 5,000円×5年-2,000円(割引) = 23,000円
合計 25,500円

※訂正の場合は、二重線を引いて、訂正印(金融機関届出印)を押印してください。

下記指定金融機関 御中 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加) 兵庫県住宅再建共済

私(口座名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を、下記の口座から預金口座振替又は自動払込により支払うことを承諾します。

口座名義人	フリガナ	金融機関届出印 または 郵便局届出印 (鮮明に押印してください)	印
銀行等	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫 農協・その他()	本店・支店 出張所	預金種別
	金融機関番号	店番号	1 普通(総合) 2 当座
郵便局	種目コード	契約種別コード	通帳記号
	1 6 6 3 0		1 0 の
	払込先 口座番号	00930-1-297166	払込先加入者名
			財団法人兵庫県住宅再建共済基金
			払込日
			27日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)

私(預金名義人)は下記の収納代行企業から請求された金額を上記預金口座振替によって支払うことにしたいので、次の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します(郵便局からの自動払込を除く)。

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引落としのうえお支払いください。預金の引落としにあたっては、当座勘定または預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。また、引落後の代金領収書は請求いたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても差し支えありません。
- この契約は、長期間にわたり下記団体から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴金融機関は契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関にはご迷惑をおかけしません。
- 共済契約にかかわる紛議については、私と下記団体の間で解決します。

金融機関使用欄		
本依頼書に不備のある場合は、下記番号に○印をつけて返送ください。		
(不備返却理由)		
1. 預金取引なし	2. 記載事項等相違	
3. 印鑑相違		
4. その他()		
検印	照合	受付

振替日	毎月27日
収納依頼企業名	財団法人兵庫県住宅再建共済基金
収納代行企業名	SMBCファイナンスサービス株式会社 (旧さくらファイナンスサービス)

委託者コード	23127000
委託者番号	

返送先	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 財団法人兵庫県住宅再建共済基金 業務課
-----	---

記入漏れがないか再度ご確認のうえ、記入面を内側にして四つ折りのうえ、封筒に入れてください。

どちらかに記入してください

住宅用火災警報器を設置しましょう！

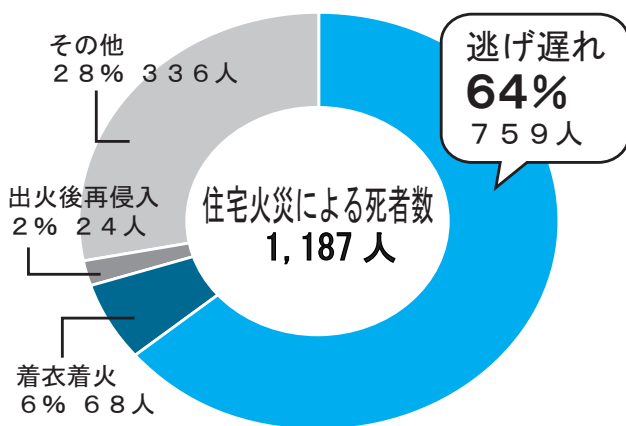
既存の住宅は平成 23 年 5 月末まで猶予期間があります。

消防法と朝来市火災予防条例に基づき、市内すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。火災を早く発見し、早く避難することにより、ひとりでも多くの命が助かる可能性が高くなります。あなたの住まいと生命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅火災の実態

「逃げ遅れ」により多くの方が亡くなっています！

住宅火災で死に至った原因

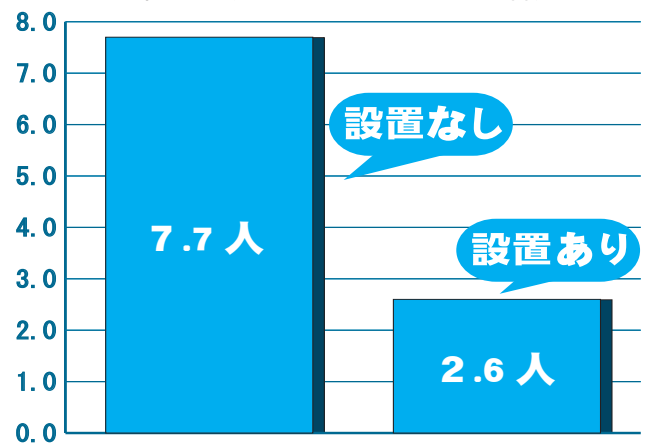


(消防庁調べ：平成 18 年中／放火自殺等を除く)

設置による効果

住宅用火災警報器等の設置により
3分の1程度に減少しています！

住宅用火災警報器等の設置の有無で見た
住宅火災 100 件当たりの死者数



(消防庁調べ：平成 18 年中／放火自殺等を除く)

事例 1 ふとんが燃え出して！



寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感知しました。警報音で本人が目を覚まし、ふとんに水を掛けて消火したので、大事に至りませんでした。

事例 2 天ぷら油が燃え出して！



天ぷら油を加熱したまま、その場を離れたため、鍋から火が上がり警報器が煙を感知しました。警報音に気付いた居住者が、初期消火と 119 番通報を行いました。

悪質な 訪問販売等にご注意



設置が義務付けられた火災警報器設置は、ご家族の安全・安心のために、できるだけ早期に設置するようにしましょう。なお、既存住宅については、平成23年5月31日まで猶予期間があります。

また、この制度を悪用した訪問販売被害が全国的に報告されており、これを口実にして家に上がりこみ、不要な工事の契約を結ばせるといった事例も発生しています。しつこく強引な口調で購入を迫ったり、家に上がりこもうとする業者には十分注意し、絶対にその場で契約（押印やサイン）、購入しないようにしましょう。



消防署や市役所が、直接“住宅の火災警報器等”を訪問販売することはありません。また、特定の業者の商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

購入でのトラブルは、**県立但馬生活科学センター**等にご相談ください。
住宅用火災警報器、住宅用消火器等はクーリング・オフ対象商品です。

購入方法は？

消防用設備取扱店、ホームセンター、電気店などで販売されています。また、ガス販売事業者ではガス漏れ警報器と同じようにリースも行っています。価格は電池寿命や機能によってさまざまですが、1個5千円程度から販売されています。

購入の際には、この「鑑定マーク」を目安にしてください。



日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保証するものには、「鑑定マーク(NSマーク)」がついています。
※マークの付いている場所は機種により異なります。

お問い合わせは、**朝来市消防本部(署)**
☎ 672 - 0119
又は
**朝来市消防署
生野出張所**
☎ 679 - 4119

まで

募 集

広報モニター

市では、市民の皆さんを対象に「広報モニター」を募集します。広報モニターは、市広報紙その他の広報広聴活動の内容を充実させるために、幅広い視点からご意見等をいただき、今後の広報活動に役立てるものです。

▽応募資格 次の要件のいずれにも該当し、市政に積極的に協力する意思がある人

①市内に住所を有する20歳以上の人

②国家公務員、地方公務員又は市の各種行政委員でない人

▽募集定数 15人以内。なお、応募者の数が定数を超え、かつ、応募者の地域的偏りがある場合は、地域的配慮により決定し

た、県ホームページにも掲載しています。

▽問い合わせ・申込先 県庁企画管理部管理局管財課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1）

☎078-341-7711（代表）
内線2550、2551

ヒメハナ公園展示会

木はあったかい おもしろ木芸展

展示期間 2月14日(木)～3月2日(日)

出展者 北垣文男氏(和田山町)

日本人形展

展示期間 3月6日(木)～3月23日(日)

出展者 日本芸術人形協会朝来支部

■問い合わせ ヒメハナ公園事務所 ☎676-4587
休館=月曜日(月曜日が祝日の場合開館)

ます。

▽任期 2年間。ただし、今回委嘱する任期は平成22年3月までです。なお、広報モニターは、無償ボランティアとして活動していただきます。

▽仕事の内容

- ・地域の行事や話題の提供
- ・市が行う各種の広報広聴活動に対する評価と提言

▽応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、郵送か電子メール、持参のいずれかの方法で左記へ。用紙は本庁・各支所窓口で。なお、市ホームページからダウンロードできます。

▽募集期間 2月12日(火)～3月7日(金)

▽問い合わせ・提出先 役所秘書広報課 ☎672-6111 市

第21回 国保のひろば

《平成20年度の国民健康保険税の算定方法等が変わります》

後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度の国保税の算定方法や課税限度額が変わります。

国民健康保険税の算定方法

従来の国民健康保険税は、医療分と介護分(40歳から64歳の人)を併せて課税していましたが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金分」を合算して課税することになります。

【平成19年度】	【平成20年度】
医療分(加入者全員)	医療分(0～74歳)
介護分(40～64歳)	介護分(40～64歳)
	後期高齢者支援金分(0～74歳)

課税限度額

平成19年度の国民健康保険税の限度額は、医療分を56万円、介護分を9万円と設定していましたが、平成20年度から課税限度額を次のとおり見直す予定です。

【平成19年度】	【平成20年度】
医療分 56万円	医療分 47万円
介護分 9万円	介護分 9万円
	後期高齢者支援金分 12万円

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税における配慮

後期高齢者医療制度の創設に伴う75歳以上の方の保険制度の移行により、国民健康保険税の急激な増加が想定されるような場合は、一定期間の国民健康保険税について配慮される予定です。

- ①低所得者に対する軽減についての配慮…国民健康保険税の軽減を受けている世帯については、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行されたことにより国民健康保険加入者が減少しても、一定期間従前と同様の軽減措置を受けることができるよう所要の措置を講じます。
- ②世帯割で賦課される国民健康保険税の軽減…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人が生じたことにより単身世帯となる国民健康保険の世帯については、一定期間世帯割で賦課される保険税を軽減する措置を講じます。
- ③被扶養者であった人の国民健康保険税の軽減…後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者が国民健康保険に加入される場合、新たに国民健康保険税を負担することになるため、当該被扶養者であった人について、一定期間保険税を軽減する措置を講じます。

■問い合わせ

市役所税務課 ☎672-6119

市町交通災害共済の加入

※共済期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日
市町交通災害共済は、交通事故による災害に対して、一人年額500円の掛金で通院3日以上、傷害に3万円から80万円までの見舞金が支払われます。

各ご家庭に加入申込書をお届けしますので、地域ぐるみ・家族ぐるみで加入しましょう。

▽問い合わせ先

- ・市役所生活環境課
☎672-6121
- ・生野支所市民課
☎679-5801
- ・山東支所市民課
☎676-2080 (代)
- ・朝来支所市民課
☎677-2110

母子家庭等福祉懇談会

母子家庭・父子家庭の皆さんを対象に次のとおり母子家庭等福祉懇談会を開きます。婦人共励会に協力していただいて、親子で歌やゲームを楽しみ、ひな祭りのケーキづくりに挑戦します。

- ▽日時 2月24日(日)13時～
- ▽場所 大蔵市民会館(和田山農業振興センター大蔵小学校北隣)

～アコバス運行1周年～

「吾が子」(アコ)のようにかわいがられて早1年

昨年1月、高齢の方等、いわゆる交通弱者といわれる方の外出支援や市内の交通空白地をカバーするために運行を始めた市コミュニティバス(愛称:アコバス)は、この1月8日で1周年を迎えました。

この1年間の利用者は、多くの市民の皆さんのご支援のおかげで、当初予想の1万人を大きく上回る14,470人を達成(各コース別の乗車人数は下の表とあり)しました。今後とも地域の皆様の身近な交通手段としてアコバスをご利用ください。

コース	運行日数	総利用者数	コース	運行日数	総利用者数
和田山・山東コース	145	2,916	川上・佐中・老波コース	96	885
山東・東コース	103	2,158	田路・多々良木コース	103	1,951
朝日・内海コース	103	2,332	デマンド黒川コース	102	970
岡・藤和コース	96	2,979	デマンド生野西コース	97	279

(平成19年1月9日～平成20年1月8日)

■問い合わせ 市役所企画政策課 ☎672-6110

▽対象者 母子家庭・父子家庭の親と子

▽内容

- ①講話 「親子の心をつなぐ歌声」柴田東一郎さん
- ②福祉制度の説明(母子自立支援員)
- ③親子でケーキをつくろう
- ④懇談と個別相談
- ▽申込締切 2月15日(金)
- ▽申込先
- ①市役所社会福祉課母子自立支援員
☎672-6123
- ②朝来市婦人共励会事務局
☎676-5215

③朝来市婦人共励会本部・支部各役員

▽問い合わせ先

市役所社会福祉課母子自立支援員
☎672-6123

第2回但馬検定(2・3級)受験者

(財)但馬ふるさとづくり協会では、第2回但馬検定受験者を募集します。

- ▽日時 3月16日(日)13時30分～
- ▽会場 じばさんT.A.J.I.M.A他
- ▽申込期限 2月15日(金)まで
- ▽申込方法 申込書に必要

第36回和田山新春マラソン大会

1月1日開催

4.0 kmコース 第1位	2.0 kmコース 第1位	1.4 kmコース 第1位
【10歳代男子】 鳥井康太(土田)	【30歳代男子】 前田太郎(和田山)	【30歳以上女子】 佐藤園子(法道寺)
【20歳代男子】 山下聖人(東谷)	【40歳代男子】 林 研志(姫路市)	【小学生男子】 高垣匡佑(秋葉台)
【30歳以上男子】 田中 勉(香美町)	【50歳以上男子】 安達正志(神戸市)	【小学生女子】 石田 洋(秋葉台)
【中学生男子】 小柴英毅(養父市)	【30歳未満女子】 小山美都奈(秋葉台)	
	【中学生女子】 垣尾佳奈(中)	

事項を記入し、指定の振込用紙により受験料1千円を郵便振込

▽**申込書配布場所** (財)但馬ふるさとづくり協会・市役所企画政策課

▽**合格発表** 3月下旬(合格者には認定書及び認定バッジを贈呈)

▽**問い合わせ先** (財)但馬ふるさとづくり協会
☎0796-24-2247

河川愛護モニター

平成20年度の河川愛護モニターを募集します。

▽**応募資格** 河川又は河川愛護に関心を持ち、満20歳以上の心身ともに健康で、河川からおおむね5キロ以内に居住している人

▽**任期** 4月1日から1年間

▽**募集人員** 4人程度

▽**謝礼** 月額1万円

▽**応募方法** 官製はがきかファックスで、氏名、住所、年齢、性別、電話番号、職業、応募理由、近隣の河川名及び自宅と河川との距離を書いて2月20日(水)までに送付してください。

▽**応募・問い合わせ先** 円山川を美しくする協議会事務局(近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課)

☎0796-22-3126
ファックス 0796-24-3796

**社会保険庁から「ねんきん特別便」のお知らせ
～年金記録の確認をお願いします～**

社会保険庁が管理する基礎年金番号のうち、個人が特定されない記録は約5,000万件あります。これらの記録は昨年11月からコンピューターによる名寄せを開始しており、その結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた皆さんには、昨年12月から今年3月までの間に、「ねんきん特別便」を順次送付しています。

この「ねんきん特別便」による本人の確認及び手続きを経て、初めて記録に結びつくことができます。皆さんの年金記録に記載漏れや誤りがないかを確認の上、必ず手続きをしてください。

なお、今回の作業の対象でない方も次のとおり、順次「ねんきん特別便」をお送りします。
※年金受給者の皆さんへは、平成20年4月から5月までの間に。
※現役加入者の皆さんへは、6月から10月までの間に。

■**問い合わせ** 豊岡社会保険事務所(☎0796-22-3196)又は「**ねんきん特別便専用ダイヤル**」へ(ご利用時間は同封書類でご確認ください) ※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」まで。



0570 - 058 - 555

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。
※詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

(注意) 「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。

火災・救急の状況 (12月中) 朝来市消防本部

区分	火災				累計	救急				累計		
	建物	林野	車両	その他		交通事故	一般傷	急病	その他			
件数	1	0	0	0	1	22	15	25	84	21	145	1,347

交通事故の状況 (12月中) 朝来警察署

区分	人身事故	死者(人)				傷者(人)				物損事故
		子ども	高齢者	その他	合計	子ども	高齢者	その他	合計	
市内(累計)	21(200)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(12)	5(54)	27(222)	33(288)	114(1,284)

子ども = 15歳以下 高齢者 = 65歳以上

犯罪発生状況 (12月末累計) 朝来警察署

手口	街頭犯罪							侵入盗			その他								
	路上強盗	強制わいせつ	ひったくり	車上ねらい	自動販売機あらし	部品盗	器物損壊	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	空き巣ねらい	忍び込み	金庫破り	事務所あらし	出店あらし	詐欺	傷害	暴行	万引き
件数	0	0	0	34	14	9	33	12	3	32	7	7	5	16	2	8	9	11	51

※累計は平成19年の合計

忘れずに！
お早めに！

税の申告と納税

所得税の確定申告・住民税申告は2月18日～3月17日 消費税と地方消費税は3月31日までに

確定申告は、前年1年間の所得に対する所得税を精算する手続です。申告の受付は2月18日(月)から3月17日(月)までです。期限間際は大変混雑しますので、申告はお早めに。住民税(個人市県民税)の申告も併せて受け付けます。個人事業者の消費税・地方消費税の申告は、税務署で受け付けます。期限は3月31日(月)です。こちらにも忘れずに手続きしましょう。

申告受付・申告相談

2月18日(月)から3月17日(月)までの期間(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時に、下記の会場で所得税の確定申告と個人市県民税の申告受付及び申告相談会を実施します。

また、和田山税務署でも、所得税の確定申告及び申告相談を受け付けます。

なお、和田山納税協会・近畿税理士会和田山支部の皆さんの協力で、「税理士による所得税に関する相談会」も午前10時～午後4時に下記のとおり実施されます。

所得税の確定申告が必要 な人

次のような人は確定申告

申告受付・相談会、税理士による相談会の日時と場所

地域	申告受付・申告 相談会開催日	税理士による 相談会開催日	開催場所
生野	2月18日 ～3月17日		生野庁舎裏1階会議室
和田山		2月26日(火) 2月27日(水)	和田山農業研修センター2階(市役所裏)
山東			山東庁舎1階市民室
朝来		3月4日(火) 3月5日(水)	朝来庁舎別館1階会議室

の必要があります。
▼ 販売など個人で事業を営んでいる人や不動産収入

がある人

- ▼ 給与を1か所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- ▼ 給与を2か所以上から受けている人
- ▼ 年金所得者のうち、所得税の納付が必要な人(源泉徴収されていても税が不足する場合など)
- ▼ 土地、建物やゴルフ会員権などの資産を譲渡した人

※このほかにも必要な場合があります。

所得税の確定申告をすれば税金「所得税」が戻る人

次のような人で、源泉徴収された税金などが納め過ぎになっている人は、還付

を受けるための申告をすることができません。

- ▼ 多額の医療費を支払った人や公的団体など(別途定めあり)に寄付を行った人
- ※ 医療費控除を受ける人は事前に必ず各病院ごとに領収書を集計しておいてください。
- ▼ 住宅ローンなど(償還期間が10年以上など一定の要件あり)を利用してマイホームを取得した人や増改築を行った人
- ▼ 年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けていない人

付は、3月17日(月)までにお願います。また、振替納税をすると、4月22日(火)に口座引き落としとなり、資金の準備に余裕ができます。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告

個人で事業をしている人で、消費税の申告をしな

ればならないのは次のような場合です。

- ▼ 平成17年分の課税売上高が1千万円を超える場合
- ▼ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合

消費税及び地方消費税の申告と納税は、同時に1枚の申告書と納付書によって行います。消費税及び地方消費税の申告期限と納税期限は、3月31日(月)までです。申告書を提出するときには、付表の添付も忘れなようにしてください。

また、振替納税を利用すると、4月24日(木)に口座引き落としとなります。

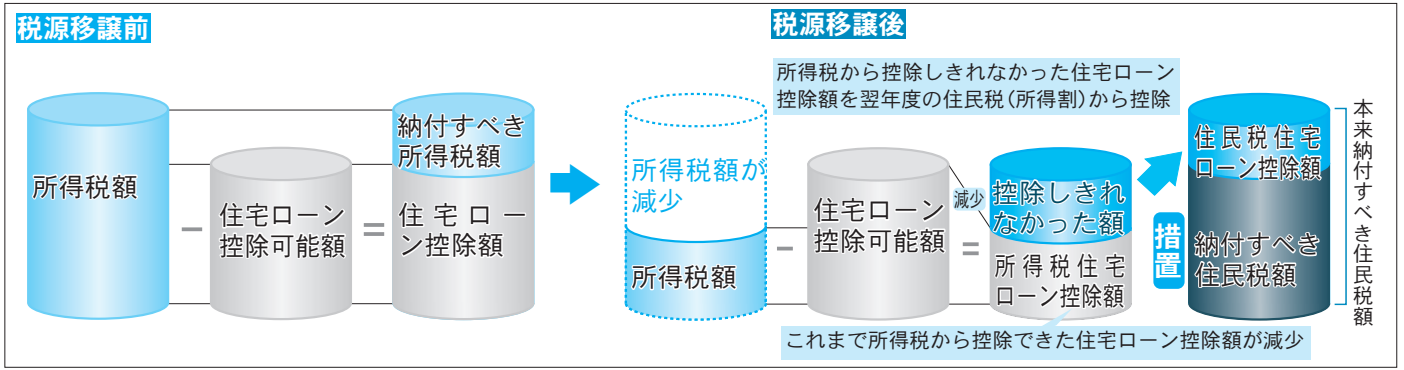
詳しくは、和田山税務署へお問い合わせください。

税制改正による変更点

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

税源移譲により、所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅ローン控除





額が減る場合があります。平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている人で、平成19年分の所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

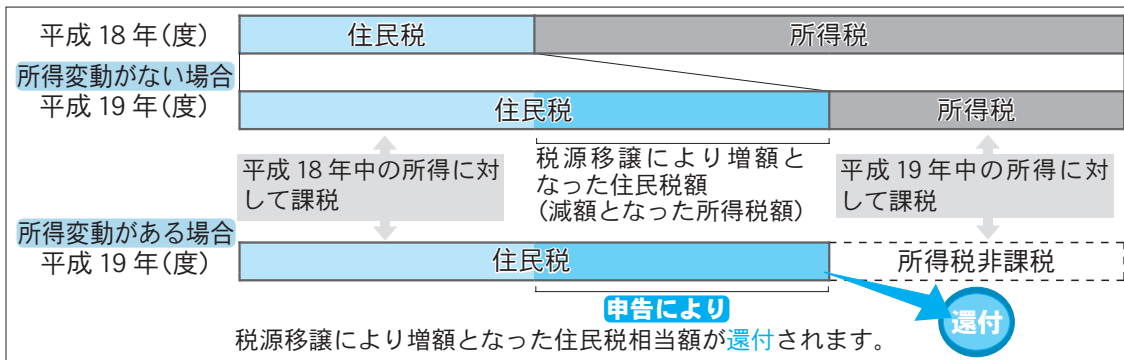
平成19年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成20年3月17日までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別控除申請書」を提出してください。

平成19年に所得が減った人が所得が課税されなくなった

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

なお、所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。平成19年度分を課税した



平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ平成20年7月までに減免申請書を提出することで、平成19年度の住民税額を税源移譲前の住民税額まで減額する経過措置が適用されます。

税務署からのお願い

税務署の申告会場では、納税者の皆さんが確定申告書や収支内訳書を自ら作成し、不明な点があれば、職員が助言を行う「自書申告」を推進しています。

この「自書申告」はすべての納税者の皆さんがそれぞれの責任において適正な申告と納税を行うという申告納税制度の趣旨にのっとりたものです。

「確定申告の手引」や「前年分の申告書控」などを参考に確定申告書を作成し、早期に提出していただきます。自営業の皆さんは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用することで簡単に確定申告書を作成することが出来ます。

作成した申告書はプリンターで印刷し提出することが出来ます。また、税務署では自宅のパソコンからインターネットを利用して確定申告書の提出ができる国税電子申告納税システム(イータックス)を推進しています。

①最高5千円の税額控除を受けることが出来ます。

②医療費の領収書等の添付書類の提出を省略できます。

(一定の要件あり)

③通常の申告よりも還付金を早期に受け取れます。

④確定申告期間中は24時間利用可能です。

など、便利で使いやすくなっていますので、ぜひご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ又はイータックスホームページをご覧ください。

申告書は郵送で提出できますが、その場合、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日となります。なお、小包郵便物は郵便法の改正により郵便物ではなくなりまし

たので郵送で提出する場合は注意してください。

確定申告書の提出や納税を、3月17日(月)の期限までにしなかった場合や、税額を少なく申告していた場合は、加算税や延滞金を納めなければならぬ場合がありますので注意してください。

お問い合わせ

和山山税務署

〒672-1317

市役所税務課

〒672-1611

672-1611-9

朝来市健康増進計画『健康あさご21』から…妊娠・出産期「安心して妊娠・出産を迎えられるようにしよう！」
妊婦さんへの思いやり～マタニティマークをご存知ですか～
～みんなで作ろう。未来のお母さんと赤ちゃんにやさしい環境～

マタニティマークとは？

妊娠中、特に初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとっても大切な時期です。しかし、外見からは妊娠しているかどうか判断しにくかったり、つらい症状があったりする場合もあります。また、お母さんは妊娠から子どもが3歳になるまでの期間、孤独を感じて子育てをしている人が多いと言われています。



マタニティマーク

そこで、妊産婦さんへの思いやりをマークにしたのが「マタニティマーク」です。
もしも、街や職場などで、このマークを付けてい

る妊産婦さんや子育て中のお母さんを見かけたら、電車・バス等で席を譲ったり、近くでの喫煙は控える等、皆さんからの思いやりのある気遣いをお願いします。

市では、母子手帳交付時にキーホルダーをお渡ししています。

このマタニティマークは、厚生労働省のホームページから自由にダウンロードできます。プリントアウトしたものをキーホルダーなどに添付してご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

■問い合わせ 市役所健康課(和田山保健センター)
☎ 672 - 5269

地域包括支援センターの



高齢者の虐待に気づいたら…

介護は、一人で抱えこんでしまうと介護疲れやストレスが大きくなりがちです。介護疲れがたまってくると、介護者は介護をしていると思っていても、当の高齢者にとっては『虐待』と感じるようなことがあるかもしれません。また、虐待をしていることの自覚があっても、さまざまな理由で自分では歯止めがきかなくなっていることもあります。

では、具体的にはどのようなことが虐待になるのでしょうか。

- たたく、つねる、ける、ベッドにしぼりつける。

- おむつ交換しない、劣悪な住環境の中に放置する。空腹、脱水、栄養失調のままにする。
- 怒鳴る、無視する、排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせる
- 下半身裸にして放置、性的行為を強要する。
- 本人のお金を渡さない、使わせないなどのようなことが虐待となります。

地域包括支援センターでは、高齢者の虐待の相談をお受けしています。虐待に気づいたときは、一人で抱え込んだり悩んだりせず、地域包括支援センターに相談してください。よりよい解決方法を一緒に見つけましょう。



■問い合わせ先
朝来市地域包括支援センター ☎ 672 - 4004

健康情報テレホンサービス (2月のテーマ)

月曜日	「目のかすみ」—白内障手術
火曜日	ストレスが原因で起こる歯科の病気
水曜日	家庭での血圧測定
木曜日	すい臓がんの早期発見と治療
金・土・日	最近の床ずれの治療について

※祝祭日は前日のテーマが流れます。

☎ 通話料無料 0120 - 979 - 451

兵庫県保険医協会
URL <http://www.hhk.jp>

「薬害肝炎救済法」に基づくC型肝炎ウイルス検査と相談

肝炎ウイルス検査は下記で実施しています。検査を受けるには、予約が必要です。

実施機関 県和田山健康福祉事務所
費用 無料

■問い合わせ先
県和田山健康福祉事務所健康増進課 ☎ 672 - 6870

<厚生労働省相談窓口>

専用フリーダイヤル ☎ 0120 - 509 - 002

平成20年2月29日まで 9時30分～20時(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

女性 100 人委員会 「環境と暮らしの分科会」が廃油回収を開始

女性 100 人委員会の「環境と暮らしの分科会」は 12 月 22 日から廃油回収の活動を開始しました。これは、市内のスーパー「トヨタ」が、同日から始めた市内各店頭でのてんぷら油の廃油回収を契機に、「資源の再利用やごみの減量」などを市に提言していた同分科会も、これに歩調を合わせて始めたもの。同分科会は、今後は自分たちの活動だけにとどまらず、市民運動として活動を広めたいと意欲を燃やしています。



廃油回収に協力する女性 100 人委員会の「環境と暮らしの分科会」の皆さん

使用済みてんぷら油を精製燃料に！ みんなの力で廃油を活かしましょう。

使用済みてんぷら油の処理はやっかいなものですが、廃油を回収して精製することでバイオディーゼル燃料として利用することができます。京都市では市バスが、豊岡市でもごみ収集車がバイオ燃料で走っています。ぜひ わたしたちも廃油回収に協力して、バイオディーゼル燃料に取り組みましょう。市内にあるトヨタ店の店頭には、廃油回収箱が設置されています。ペットボトルにてんぷら油を入れて持ち込んでください。油は植物油に限ります。動物性油脂（ラード）や石油系油は絶対に入れないようにお願いします。多少のてんぷらかすが混ざっていても結構です。

善意の寄付

市は 1 月 11 日、せんべい製造販売店「海鮮せんべい但馬」（和田山町市御堂）の田口晴喜社長から、116 万 8,578 円の寄付を受けました。

これは、12 月 30 日と 1 月 2 日に同店で行われた開店 1 周年記念のチャリティーもちつき大会で、ついたもちを入れて販売したぜんざいの売り上げ金などを「まちづくりに役立ててほしい」と寄付されたものです。

市では「ふるさと創生基金」に繰り入れ、まちづくりのために大いに活用することとしています。



井上市長に寄付金の目録を手渡す田口社長（左）

人権推進共同参画課だより (33)

いのち輝くまちに

「あってよいちがい」、「あってはならないちがい」

身の回りで見られる「あってよいちがい」と「あってはならないちがい」について考えることで、多様性を認めることや人権について考えてみましょう。

ただ、結論にとらわれるのではなく、なぜそのように分類したのかというわけや、考える過程を大切にします。分け方は次の 3 つで、友達や家族と話し合いながら考えてみてください。

- 分け方 A: あってよいちがい
B: あってはならないちがい
C: どちらともいえない

次のことからについて、どう考えますか。

- ①大人はタバコを吸っても良いが、高校生は吸ってはいけない。 ()
②A君は肌の色が黒いが、B君は白い。 ()
③大阪市では 80 m のビルを建てることことができるが、京都市ではできない。 ()
④テレビやポスターに女性の水着姿は多いが、男

- 性の水着姿はほとんどない。 ()
⑤両親は妹には食事の後片付けを言いつけるが、兄には何も言わない。 ()
⑥I君は男の先生のいうことはよく聞くが、女の先生のいうことは聞かない。 ()
⑦バレンタインデーでS君はチョコレートを 10 個もらったが、Tくんはもらわなかった。 ()
⑧日本では食事のときにははしを使うが、インドでは指を使う。 ()

ほかにも、あなたの身の回りのいろいろなちがいについても考えてみてください。

このコーナーは、人権文化のあふれるまちづくりのため、「いのち」輝くまちづくりのため、市民の皆さんに問題提起や資料提供をします。

ご愛読いただき、ご家庭や街角の話題にいただければ幸いです。

◆市役所人権推進共同参画課 ☎ 672 - 6122

我がまち朝来 再発見

第3回

我が国最初の太陽暦のこよみ 有形文化財・工芸品

今回は、和田山町枚田にある慧林寺が所蔵している暦について、紹介しましょう。

それは、明治6年のもので、我が国が太陽暦（グレゴリオ暦）を採用した最初の暦で非常にめずらしいものです。

それまでは、月齢をもとにした太陽太陰暦を使っていました。今でも旧暦とよばれて、旧正月とか旧盆あるいは節句や七夕など暮らしの中にたびたび出てきます。「仲秋の名月」といっても、太陽暦では15日が十五夜とは限りません。わたしたちは、知らず知らずのうちに二つの暦を使い分けているようです。

地球は太陽の周り360度を12

か月で回ります。つまり1か月に30度進みます。これにかかるのが約30・4日。ところが太陽太陰暦の基準となる月が地球を1回転するのが約29・5日なのです。これを1年12か月で計算すると約355日となり、実際の1年の長さとの間に約10日のずれが生じることになります。そのまま放置しておいたのでは実際の季節と暦が合わなくなるため、おおよそ3年ごとに「うるう月」を挿入して1年を13か月とし、季節と暦を調整する暦が使われていました。明治5年までは、このような暦を用いていました。

明治5年から明治6年の改暦の事柄に関して、昨年（平成19年）の12月2日付け、朝日新聞の「天声人語」欄に紹介されています。それを要約すると、突然断行した改暦の実態のひとつとして、当時火の車だった当時の明治政府の財政状況が背景にあるとして記載されています。しかも旧暦の明治六年は「うるう月」があった年。当時、官吏への報酬は月給制になったばかりでした。政府は財政が



日本最初の太陽暦本。写真は明治6年2月28日の暦。

ひつ迫していた状況の中で、月給を13回払わなければならなくなる事態を改暦によって回避しようとしたのです。

また、改暦前は暦が違うことで、政府が外国との交際の中で大変な不便を感じていたことは確かでしょう。「そちらでの〇月〇日は、我が国では□月□日のことだね。」こんなことが日常であれば不自由なことは目に見えています。それらの理由から、我が国も太陽暦に統一しようとは決めます。そして明治5年11月9日に「来月、12月3日を明治6年の元旦にして太陽暦に改める」と国民に知らせたのです。知らされてから実施まで1か月もないのです。暦を作る人や印刷する人はどうして間に合わ

せたのでしょうか。

太陽暦は、1年を365日としています。4年ごとに「うるう年」をおいて366日としています。今年が、その年に当たります。ただし、4で割り切れ、100で割り切れ、かつ400で割り切れない年は平年とするのがグレゴリオ暦のルール。具体例では、2100年、2200年、2300年はうるう年ではありませんが、2000年はうるう年であったことも付記しておきます。また、この暦から1日を24時間としていることも特筆すべきことです。

慧林寺では、明治3年の暦も所蔵されています。この年には、「うるう10月」があり、1年が13か月あります。次に「うるう月」が入るのが明治6年のはずでしたから、「うるう月を含む」我が国最新の太陽太陰暦の暦というわけですね。慧林寺では原則的に公開を予定されていますが、和田山郷土歴史館では、撮影した写真での公開を検討しています。

【平成19年度 自主文化事業公演のご案内】

《和田山ジュピターホール》 朝来市和田山町玉置877番地1 ☎ 079-672-1000 FAX 079-672-0500
 ◆メールアドレス : jupiter@city.asago.hyogo.jp ◆ホームページ : http://www.city.asago.hyogo.jp/jupiter

第12回兵庫県警察音楽隊
ふれあいタウンコンサート

■公演日 2月11日(月・祝) **全席自由**
 ■開演 14:00(13:30開場)
入場無料(要入場整理券)
 好評発行中
 《地元出演団体》
 市内全中学校吹奏楽部
 市内全高等学校吹奏楽部



第16回ジュピターホール
歌謡祭決勝大会結果発表!

☆大賞 前田 知子(稲美町) 泣き酒
 ☆第2位 森野 節子(舞鶴市) あなたのみなと〜いい夫婦〜
 ☆第3位 西山 郁代(養父市) かもめ情話
 ☆特別賞
 和田山町商工会長賞 高畑むつみ(京丹波町)
 和田山地区料飲組合長賞 西 清美(朝来市)
 和田山町観光協会長賞 瀬崎 詢(加古川市)

ヴァイオリンとピアノの人気ユニットが来演!

デュオ・プリマ(Vn)&デュエット(Pf)
ジョイント・コンサート

◇公演日 3月23日(日)
 ◇開演 15:00(14:30開場)
 ◇料金 大人 1,500円
 高校生以下 500円
 (当日は各300円増し)



好評発売中 **全席指定**

☆プログラム☆(予定)

アンダーソン:舞踏会の美女 ジョップリン:エンターティナー
 ビゼー:カルメン幻想曲 ピアソラ:リベルタンゴ
 サラサーテ:ツイゴイネルワイゼン ビゼー:「カルメン組曲」より



《ジュピターホールスタッフクラブ主催》

第2回『市民勝ち抜き歌合戦』

●公演日 3月9日(日)
 ●開演 13:00
 (12:30開場)
 ●会場
 和田山ジュピターホール



入場無料
 (要入場整理券)

《全席自由》

《あさご・ささゆりホール》 朝来市新井73番地1 ☎ 079-677-1165 FAX 079-677-1513
 ◆メールアドレス : sasayuri-hall@city.asago.hyogo.jp ◆ホームページ : http://www.city.asago.hyogo.jp/sasayurihall

魅惑の管弦楽トリオがいよいよ待望のデビュー!

大森潤子(Vn)&田中靖人(Sax)
&白石光隆(Pf)管弦楽トリオ・コンサート

◇公演日 3月1日(土) **《全席自由》**
 ◇開演 18:30
 ◇料金 大人 1,000円
 幼稚園以上高校生以下 500円
 (当日は各200円増)

☆プログラム☆(予定)

パッハ:音楽の捧げものトリオソナタ~BWV1079よりLargo, Allegro
 ブートリー:ディヴェルティメント
 アルベニス:セビリア
 シューベルト:アヴェ・マリア 他



【大森潤子】(ヴァイオリン)
 4歳よりヴァイオリンを始める。東京芸術大学を首席で卒業。同大学院在学中、バリ国立高等音楽院第三課程に留学。ソロ、及び室内楽科を修了。4年間の在仏を経て帰国後、2000年に東京文化会館小ホールにてデビューリサイタル。これまでに、NHK-FM「土曜リサイタル」、「名曲リサイタル」に出演。現在、札幌交響楽団首席ヴァイオリン奏者。

【田中靖人】(サクソ)
 国立音楽大在学中、第4回日本管打楽器コンクール・サクソフォン部門で第1位を獲得し、鮮やかにデビュー。その音楽性は「内的な詩を持つ大器」と絶賛され、サクソフォンの父ともいえる名演奏家マルセル・ミュールをも唖らせた。国立音大を矢田部賞を受賞して卒業後は、高度なテクニックと個性的かつヒューマンな音楽性をソリストとして遺憾なく発揮。現在、東京佼成ウインドオーケストラ団員。昭和音楽大学および同短期大学講師。



【白石光隆】(ピアノ)
 東京芸術大学院を修了後、米国ジュリアード音楽院へ留学。鋭い感性とパワー溢れる行動力で留学中も幅広く活躍。近年は透明感ある音に奥行きと厚みがあり、圧倒的なリズム感と、生き生きと、説得力のある演奏スタイルで魅了している。次代を担う実力派であると同時に、柔軟な思考回路を持った豊かな人間性。ピアニストで音楽人。白石光隆の宇宙は無限ない。現在、東京芸術大学ピアノ科非常勤講師。



心配ごと相談

経験豊富な相談員が、あらゆる生活上の相談に応じます。

- とき・ところ (毎月開催) 13:00～16:00
 生野保健センター 3月5日(水)
 市役所南庁舎 2月13日(水)
 山東老人福祉センター 2月20日(水)
 朝来老人福祉保健センター 2月27日(水)

人権相談

人権問題でお悩みの人、お気軽にご相談ください。

- とき・ところ (毎月開催) 13:30～15:00
 生野保健センター 2月13日(水)
 和田山農業研修センター 2月14日(木)
 山東老人福祉センター ”
 朝来老人福祉保健センター ”

行政相談

官公庁の仕事についての苦情や意見・要望などをお聞きます。

- とき 2月25日(月) 13:30～15:00
- ところ 生野保健センター
 和田山老人福祉センター
 山東老人福祉センター
 朝来老人福祉保健センター

総合法律センター南たじま相談所

兵庫県弁護士会の弁護士が法律相談(有料。1回30分、予約制)をお受けします。

- とき 2月28日(木) 13:00～16:00
- ところ 和田山老人福祉センター
- 相談料 5,250円
- 予約 ☎078-351-1233

司法書士による登記・相続・多重債務・消費者問題・成年後見等の無料法律相談会

相談は無料。電話での予約制です。

- とき・ところ 時間はいずれも13:00～16:00
 浜坂多目的集会施設 2月9日(土)
 豊岡市民会館4階中会議 2月16日(土)
 和田山農業研修センター 206号室 3月1日(土)
- 問い合わせ 兵庫県司法書士会但馬支部司法書士法律相談委員会
 ☎079-676-3368
 (予約受付時間:平日9:00～17:00)

2月の市税

- 税目 固定資産税 4期
- 納期 2月29日(金)

月日	内容	場所
2/16(土)	朝来市少年少女オーケストラ入団式	和田山ジュピターホール
2/17(日)	「文化財防火デー」消防訓練	赤淵神社
2/18(月)	はみがき教室	山東老人福祉センター
2/19(火)	歯科相談及び2歳児歯科健診	和田山保健センター
2/20(水)	離乳食教室	生野保健センター
2/21(木)	8か月児健診	和田山保健センター
2/22(金)		
2/23(土)		
2/24(日)	第18回ソフトテニスインドア大会 糸井地域自治協議会設立総会	和田山体育館 糸井小学校多目的ホール
2/25(月)	こころのケア相談(予約制)	和田山保健センター
2/26(火)	脳元気度チェック(予約制)	朝来公民館
2/27(水)		
2/28(木)	3歳児健診	和田山保健センター
2/29(金)	1歳6か月児健診	和田山保健センター
3/1(土)	ASAGOクラシックパーク 大森潤子&田中靖人&白石光隆管弦楽トリオコンサート	あさご・ささゆりホール
3/2(日)		
3/3(月)		
3/4(火)	離乳食教室 健康相談 1歳6か月児・3歳児健診	和田山保健センター 枚田岡会館 生野保健センター
3/5(水)	はみがき教室 献血	和田山保健センター 朝来老人福祉保健センター
3/6(木)	3か月児健診・BCG接種 銀谷のひな祭り(～9日)	和田山保健センター 生野町内
3/7(金)	8か月児健診	和田山保健センター
3/8(土)		
3/9(日)	第2回朝来市民卓球大会	和田山体育センター
3/10(月)		
3/11(火)	歯科相談及び2歳児歯科健診 3か月児・8か月児健診・BCG接種	山東老人福祉センター 生野保健センター
3/12(水)	中学校卒業式	市内各中学校
3/13(木)	3歳児健診	和田山保健センター
3/14(金)	1歳6か月児健診	和田山保健センター
3/15(土)		

各種乳幼児健診・予防接種など健康課の母子保健事業は、和田山・山東地区が合同で、生野・朝来地区が合同で実施します。いずれも該当児に個別通知します。

この冬も昨年同様雪のない冬になるのかと思っ
ていると、今年は年明け
早々に雪が降りました。
「とうとう」と言うよりも、
「やっと」本格的な「友」が
到来したと言った方がい
いのでしょうか。▽寒い
日は暖かい家の中から外
に出るのがおっくうにな
るのはわたしだけではな
いはず。こたつでうたた
寝してカゼを引いてしま
った人も多いのでは？▽
取材に立ち寄った幼稚園
では、子どもたちは積も
った雪におおはしゃぎ。
寒空の下、元氣よく外で
雪遊びを楽しんでいます
た。▽先日、テレビ番組
で物や形からなんという
漢字になったかを答える
クイズをしていました。
成り立ちを学ぶことで漢
字も覚えやすいそうです。
▽「友」という漢字の由来
をご存知でしょうか。上
の「友」は貯蔵用の食料を
干しがきのように両側に
つるした形を、下の「又」
は氷を表し、寒くてあま
り食べ物が収穫できない
季節を意味しているよう
です。また、「食べ物な
どを蓄えていっばいにな
る」というような意味も
あり、「糸巻きに糸がいつ
ぱいになり、それ以上は
巻けなくなつた」ところ
から、「終」という漢字が
できたようです。▽寒い
冬が終わりを告げ、暖か
い春が来るのが待ち遠し
い今日この頃です。
(K)

